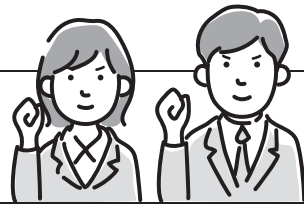


新規採用職員のご紹介



総務部 総務課総務G

田中 陽菜

総務部 総務課職員G

瀬尾 春乃

総務部 政策推進課政策統計G

森谷 歩香

町民生活部 町民活動課町民活動G

渡辺 響

町民生活部 戸籍保険課戸籍年金G

鈴木 奏

町民生活部 税務課課税G

井上 暖人

町民生活部 税務課納税G

小林 美和

福祉部 社会福祉課民生障がい福祉G

白戸 洋平

福祉部 社会福祉課美幌保育園G

田中 陽菜

福祉部 社会福祉課東陽保育園G

栗原 心優

福祉部 保健福祉課高齢介護G

円谷さゆり

福祉部 保健福祉課健康推進G

鈴木 佑奈

建設部 建設課都市整備G

高橋 帝午

建設部 建設課公営住宅G

相澤 悠

建設部 上下水道課営業G

佐保竣太郎

教育委員会 スポーツ振興課スポーツ振興G

林 穂乃花

教育委員会 図書館課図書館G

羽田野 愛

国民健康保険病院 放射線科放射線G

領毛 奎胡

国民健康保険病院 病棟看護科病棟G

斉藤 璃音

国民健康保険病院 病棟看護科病棟G

徳永ひかり

美幌町副町長に
矢萩浩氏が就任

令和7年第2回美幌町議会定例会（3月開催）において、矢萩浩氏が副町長に選任・同意され、4月1日に就任いたしました。

主な経歴 昭和62年4月に美幌町役場奉職後、財務主幹、建設水道部長、経済部長、教育長などを歴任

任 期 令和7年4月1日～令和11年3月31日

美幌町教育委員会教育長に
小室保男氏が就任

令和7年第2回美幌町議会定例会（3月開催）において、小室保男氏が教育長に任命・同意され、4月1日に就任いたしました。

主な経歴 昭和60年4月に美幌町役場奉職後、学校教育主幹、総務部長、議会事務局長などを歴任

任 期 令和7年4月1日～令和7年8月31日（矢萩浩前教育長の残任期間）



町税についてのお知らせ

ページID：2463



令和7年度

町道民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、国民健康保険税の納期限

	納 期 限	町 道 民 税 森 林 環 境 税	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	軽 自 動 車 税	国 民 健 康 保 険 税
令和7年	6月2日(月)		第1期	全 期	
	6月30日(月)	第1期			
	7月31日(木)		第2期		第1期
	9月1日(月)	第2期			第2期
	9月30日(火)		第3期		第3期
	10月31日(金)	第3期			第4期
	12月1日(月)		第4期		第5期
	12月25日(木)	第4期			第6期
令和8年	2月2日(月)				第7期
	3月2日(月)				第8期
	3月25日(水)				第9期

町税の納期限は5月から翌年3月までの月末（12月及び3月は25日）となっています。
期限が休日の場合は、翌平日が納期限となります。

町税の納付は納期限内に！
町民の皆様の暮らしを支える
大切な財源です

町税には、皆様の暮らしや国保を支える大切な役割があり、皆様が公平に負担しています。
納められた町税は、防犯・防災対策、ごみの処理や道路・公園などの整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなどに使われています。

納付相談はお早めに

様々な事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納付相談を受け付けています。納付が遅れると延滞金がかかりますので、早目にご相談ください。

また、納期限までに納めていただいた方との公平を保ち、大切な町税を確保するため、滞納を放置した方には、財産（不動産・預貯金・給与など）を差し押さえるなどの滞納処分を行うことになります。

税金や水道料などは、コンビニや
スマホ決済アプリで納付ができます

税金などの納付書でのお支払は、金融機関窓口のほかに、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリのご利用ができます。
（詳細は8ページ）



Q&A 税に関するよくある質問

- ◎ 税金のかかる基準日を教えてください。
A 町道民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税：1月1日、軽自動車税：4月1日が基準日です。
- ◎ 税金はいつ、通知されますか？
A 通知時期は、次の予定です。
軽自動車税：4月下旬
固定資産税・都市計画税：5月上旬
町道民税・森林環境税(給与天引)：5月中旬
町道民税・森林環境税(給与天引以外)：6月中旬
(最新の所得・課税証明書は、町道民税・森林環境税の通知後から発行可能です。)
国民健康保険税：7月中旬
- ◎ 軽自動車や土地を年の途中で売った場合、既に支払った税金は戻りますか？
A 月割制度はありません。それぞれの基準日で所有されている方に年額を納めていただきます。
- ◎ 年の途中で転勤した場合、町道民税・森林環境税はどうなりますか？
A 1月1日に住んでいた住所地に対して、引き続きその年度分の町道民税・森林環境税を納めていただきます。

納付のご相談	税務課納税グループ ☎ 77-6536
課税内容のお問合せ	税務課課税グループ ☎ 77-6534